

放流水の水質検査結果

採取場所 大館山一般廃棄物最終処分場 放流水					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月08日	
検査結果の得られた年月日				09月05日	
アルキル水銀化合物	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/ℓ)	0.005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
鉛及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
有機リン化合物	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム化合物	(mg/ℓ)	0.2以下 ※	年1回以上	検出せず	
砒素及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シアン化合物	(mg/ℓ)	0.5以下 ※	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
トリス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.4以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	3以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.06以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.03以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.2以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
セレン及びその化合物	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.5以下	年1回以上	検出せず	
ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	0.32	
ふっ素及びその化合物	(mg/ℓ)	8以下 ※	年1回以上	検出せず	
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)	100以下 ※	年1回以上	6.8	
ノルマルキサン抽出物(鉱油)	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
ノルマルキサン抽出物(動植物油脂)	(mg/ℓ)	10以下 ※	年1回以上	検出せず	
フェノール類含有量	(mg/ℓ)	1以下 ※	年1回以上	検出せず	
銅含有量	(mg/ℓ)	2以下 ※	年1回以上	検出せず	
亜鉛含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	0.16	
溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	0.12	
溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)	10以下	年1回以上	0.04	
クロム含有量	(mg/ℓ)	2以下	年1回以上	検出せず	
燐含有量	(mg/ℓ)	8以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	10以下	年1回以上	0.00009	0

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、県条例に基づく。

ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく。

*大腸菌群数および窒素含有量、燐含有量の基準値は日間平均。基準値に※がついているものは県条例に基づく。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/24採取、結果が得られた日は7/17 2回目は12/8採取、結果が得られた日は1/16

地下水の水質検査結果

採取場所 大館山一般廃棄物最終処分場 地下水 上流No.2					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月08日	
検査結果の得られた年月日				09月05日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.021	0.021

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/24採取、結果が得られた日は7/17 2回目は12/8採取、結果が得られた日は1/16

地下水の水質検査結果

採取場所 大館山一般廃棄物最終処分場 地下水 上流No.3					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月08日	
検査結果の得られた年月日				09月05日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.022	0.02

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/24採取、結果が得られた日は7/17 2回目は12/8採取、結果が得られた日は1/16

地下水の水質検査結果

採取場所 大館山一般廃棄物最終処分場 地下水 上流No.4					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月08日	
検査結果の得られた年月日				09月05日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロパン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.02	0.021

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/24採取、結果が得られた日は7/17 2回目は12/8採取、結果が得られた日は1/16

地下水の水質検査結果

採取場所 大館山一般廃棄物最終処分場 地下水 下流No.1					
項目	単位	基準値	技術上の 基準で定める 検査頻度	令和7年	令和8年
採取した年月日				08月08日	
検査結果の得られた年月日				09月05日	
アルキル水銀	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
総水銀	(mg/ℓ)	0.0005以下	年1回以上	検出せず	
カドミウム	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
鉛	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
六価クロム	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
砒素	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
全シアン	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)	検出されないこと	年1回以上	検出せず	
トリクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
ジクロロメタン	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
四塩化炭素	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)	0.004以下	年1回以上	検出せず	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.1以下	年1回以上	検出せず	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)	0.04以下	年1回以上	検出せず	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	1以下	年1回以上	検出せず	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
チウラム	(mg/ℓ)	0.006以下	年1回以上	検出せず	
シマジン	(mg/ℓ)	0.003以下	年1回以上	検出せず	
チオベンカルブ	(mg/ℓ)	0.02以下	年1回以上	検出せず	
ベンゼン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
セレン	(mg/ℓ)	0.01以下	年1回以上	検出せず	
1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)	0.05以下	年1回以上	検出せず	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	(mg/ℓ)	0.002以下	年1回以上	検出せず	
ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)	(1以下)	年1回以上	0.17	0.022

*基準値は、ダイオキシン類以外については

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」に基づく。

*基準値欄の()に示す数字は環境基準。

*表中において検出せずとは、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。

*「ダイオキシン類」について 1回目が6/24採取、結果が得られた日は7/17 2回目は12/8～12/23採取、結果が得られた日は1/26